

愛知県歯科口腔保健基本計画の概要

1 愛知県歯科口腔保健基本計画の考え方

(1) 趣旨

平成 23 年 8 月に公布・施行された「歯科口腔保健の推進に関する法律」及び平成 24 年 7 月に告示された「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」に基づき、本県の歯科保健を総合的に推進するために「愛知県歯科口腔保健基本計画」を策定する。

(2) 計画の位置づけ

「歯科口腔保健の推進に関する法律」第 13 条及び「あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例」第 9 条に基づく計画とする。

(3) 計画の基本理念

「歯と口の健康づくりを通じた県民の健康で質の高い生活の実現」

(4) 計画の期間と評価

計画期間は平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間
計画の中間年度（平成 29 年度）に、中間評価を行い、必要に応じて内容の見直しを行い、計画の最終年度である平成 34 年度には最終評価を行う。

2 歯科口腔保健の推進のための基本的な方針

県民が生涯を通じて自分の歯で何でも食べることができることを実現するため、5つの観点から歯科口腔保健を推進する。

(1) 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

本県における歯科口腔保健の水準は、全国でもトップレベルの水準となっており、これを維持する必要がある。一方で未だに地域間や所得による格差があることから、「口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小」に取り組む。

(2) 歯科疾患の予防

歯科疾患は、口腔の健康だけでなく全身の健康にも大きく関係することから、歯科疾患を予防することは、歯科口腔保健の向上とともに、全身の健康づくりを行っていくためにも重要であることから、ライフステージごとの特性を踏まえた「歯科疾患の予防」に取り組む。

(3) 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

生涯を通じて健康で質の高い生活を送るためには、咀嚼機能をはじめとする口腔機能が大きな役割を果たすことから、ライフステージごとの特性を踏まえた「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上」に取り組む。

(4) 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進

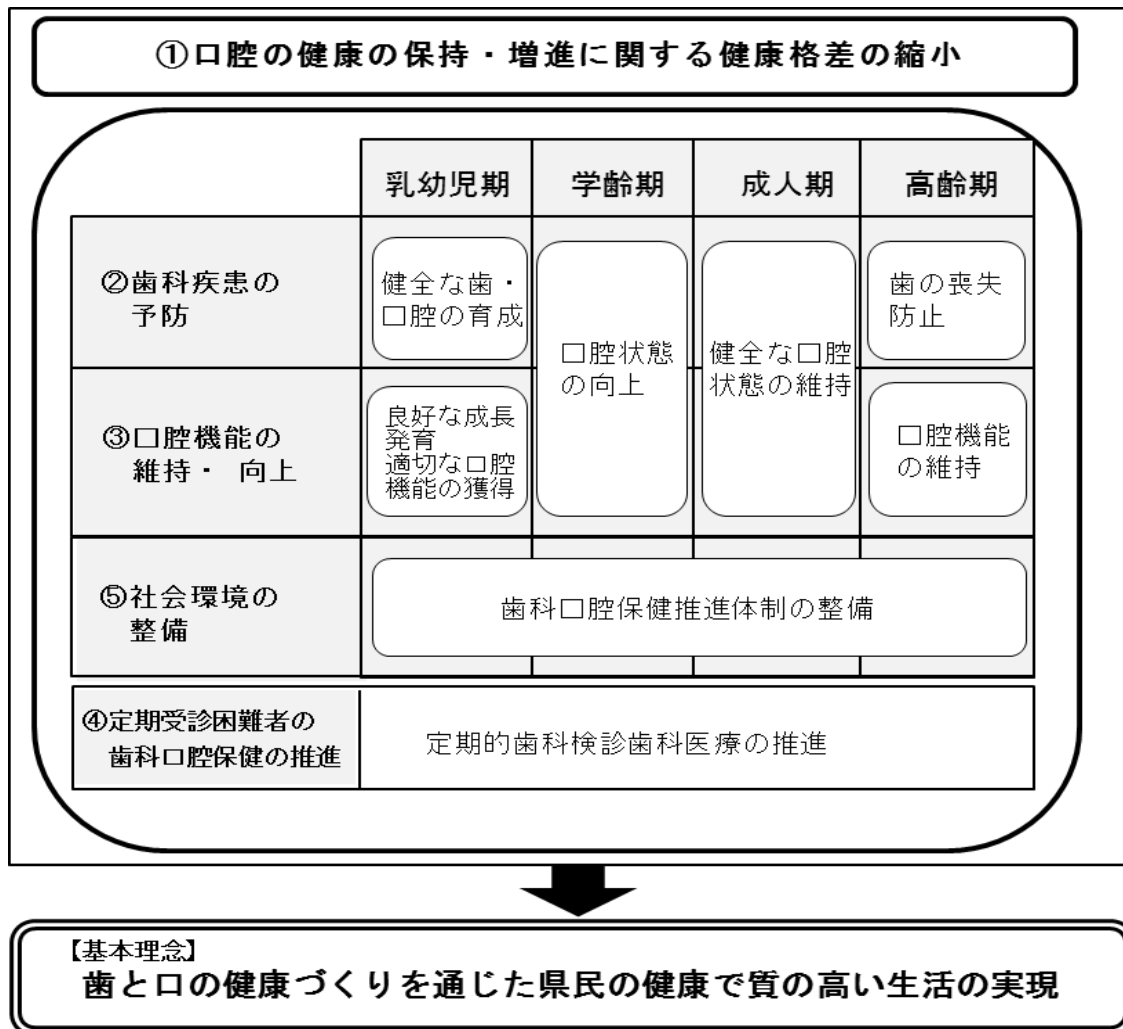
障がい者（児）、要介護高齢者、在宅療養者は、歯科医療を受診できる施設が限定されており、また三河山間地域には無歯科医地区があることから環境の整備を図る必要があり「定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進」に取り組む。

(5) 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

歯科口腔保健を円滑に推進するためには、ライフステージごとに関係する団体や、施設など「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」に取り組む。

3 歯科口腔保健を推進するための目標

【愛知県歯科口腔保健基本計画の体系図】



4 歯科口腔保健を推進するための指標・目標設定の考え方

到達状況を評価するための「アウトカム指標」と、到達するための行動指標である「プロセス・アウトプット指標」の2種類を設定した。